

第50回 県営与那原団地自治会 定期総会

1. 議案審議

- (1) 2023 年度 行事報告及び収支決算報告並びに監査報告
- (2) 2024 年度 収入見込み（案）及び行事計画（案）並びに予算（案）

2. 役員選出について 自治会長及び役員の選任について

3. その他

- (1) 国による電気料金補助の打ち切りに伴う支出増について
- (2) 空き駐車場の活用及び管理について
 - ・ 空いている駐車場にポールを立てチェーンで施錠し、来客用として希望者（事前申込）へ鍵を貸出し管理する。
- (3) 下水道料金及び水道料金の値上げに備える雨水タンクの設置について
 - ・ 沖縄県及び住宅供給公社へ設置の要望書を提出し、許可が出れば設置を行ってよいか
- (4) 修繕積立金について
 - ・ 繰越金が前年度を超えた場合、超えた金額を積立に繰り入れてよいか
- (5) 規約の改正について

4. 閉 会

2024 年 5 月 26 日（日）
県営与那原団地自治会

2023年度 県営与那原団地自治会行事報告

4月	定例清掃実施 (4/2) ミニデイサービス (4/7) 会計監査監査 (4/28)
5月	ミニデイサービス (5/12) 定例清掃 (5/14) 中止 定期総会 (5/21)
6月	ミニデイサービス (6/2) 定例清掃 (6/4) 当添ハーリー (6/25)
7月	定例清掃 (7/2) ミニデイサービス (7/7) フットサル大会 (7/9) 綱つくり (7/30)
8月	ミニデイサービス (8/4) 定例清掃 (8/6) 中止
9月	ミニデイサービス (9/1) 定例清掃、敬老会弁当配布 (9/3)
10月	定例清掃実施 (10/1) ミニデイサービス (10/6) 観月会 (10/21) 三世代パークゴルフ大会 (10/22)
11月	定例清掃 (11/5) ミニデイサービス (11/10)
12月	ミニデイサービス (12/2) 定例清掃・グランドゴルフ大会 (12/3)
1月	ミニデイサービス (1/6) 定例清掃・餅つき大会 (1/8)
2月	ミニデイサービス (2/3) 定例清掃・炊き出し訓練 (2/5) バス遠足実施 (2/25)
3月	ミニデイサービス実施 (3/1) 定例清掃・敬老会弁当配布実施 (3/3) 市町村グランドゴルフ大会 (3/17)

2023年度 県営与那原団地自治会収入報告

収入の部

(単位：円)

	科 目	収入見込金額	収入済金額	備 考
1	自治会費	1,392,000	1,386,000	1,000円×入居世帯(年度途中入居あり) ※但し、2023年度自治会加入世帯のみ
2	共 益 費	2,784,000	2,772,000	2,000円×入居世帯(年度途中入居あり) ※但し、2023年度自治会加入世帯のみ
3	補 助 金	20,000	20,000	町青少年健全育成支部育成費 与那原町助成事業
4	助 成 金	200,000	406,225	社会福祉協議会 与那原町
5	寄 付 金	70,000	80,200	与那原大綱曳実行委員会 1-202宇良さん(9,000円)
6	雑 収 入	455,970	479,255	住宅供給公社(管理費)
7	自販機収入・罰金 その他の収入	499,411	499,411	2022年度罰金収入 ミリオン/コカ・コーラ売上 沖縄セルラー電気代負担金 利息
8	繰 越 金	1,020,499	1,014,449	2022年度会計より繰越金
9	利 息		7	
10	前年度未納 自治会費・共益費		0	
	合 計	6,441,880	6,657,547	

2023年度 県営与那原団地自治会支出報告

支出の部		(単位：円)			
科目	2022年度 当初予算額	流用	支出済額	差引額	備考
1. 管理費	2,820,000		1,940,338	879,662	
①共益費（1棟・2棟）	2,070,000		1,419,811	650,189	電気代：1,352,523円／昨年度1,474,920円 水道代：67,288円／昨年度69,341円
②環境整備費	700,000	122,258	491,186	331,072	清掃ゴミ処理費、清掃用具購入等 環境整備役員手当5,000円×2名 ※122,258円行事費へ流用
③雑費	50,000		29,341	20,659	土地使用料（自販機）
2. 運営費	1,805,000		1,805,000	0	
①役員費	1,295,000		1,295,000	0	会長35,000円、書記・会計各35,000円×12ヶ月 会計引継35,000円×1ヶ月
②手当費（棟長・監査）	390,000		390,000	0	棟長4名×8,000円 監査委員2名×3,000円
③手当費（管理費）	120,000		120,000	0	管理人1名×10,000円
3. 事業費	1,190,000		1,282,937	-92,937	
①行事費	500,000	122,258	622,258	0	グランドゴルフ大会2回、親月会、餅つき、 ハーリー参加、餅つき大会、炊き出し訓練等 ※122,258円管理費より流用
②敬老会活動費	130,000		126,318	3,682	敬老会弁当配布、ミニデイサービス、 市町村グランドゴルフ大会等
③婦人会活動費	130,000		130,000	0	バス遠足
④青年会活動費	20,000		20,000	0	
⑤子供会活動費	70,000		70,000	0	
⑥PTA(中)活動費	20,000		20,000	0	
⑦サークル活動費	50,000		50,000	0	ガーデニング同好会
⑧保険費	60,000		59,680	320	自治会保険加入
⑨分担金	60,000		54,000	6,000	社会福祉協議会(48,000円) 体育協会分担(6,000円)
⑩会議費	100,000		94,231	5,769	役員会、総会
⑪雑費	50,000		36,450	13,550	
4. 事務費	316,000		243,928	72,072	
①備品	160,000		122,474	37,526	パソコン購入
②消耗品	50,000		31,046	18,954	
③通信費	50,000		50,000	0	会計の通信費補助
④車両費	36,000		36,000	0	軽トラック維持補助
⑤雑費	20,000		4,408	15,592	
5. 修繕積立金	100,000		100,000	0	
6. 自治会基金	200,000		200,000	0	
7. 予備費	10,880		0	10,880	
合計	6,441,880		5,572,203	869,677	

2023年度 特別会計

	沖縄セルラー	コカ・コーラ	ミリオン	罰金	利息
2023年4月	31,148	7,579	9,067	12,000	
2023年5月		12,911	9,687		
2023年6月		11,748	11,487	58,000	
2023年7月			9,746	26,000	
2023年8月		31,907	13,287		
2023年9月		15,110	14,207	26,000	
2023年10月		18,127	14,907	12,000	
2023年11月		13,348	15,667	28,000	
2023年12月		14,354	11,611	14,000	
2024年1月		10,511	11,700	22,000	
2024年2月		13,300	14,739	16,000	
2024年3月		12,916	12,376	22,000	1
合計	31,148	161,811	148,481	236,000	1
総合計	577,441				

2023年度 県営与那原団地自治会
決算書

2023年4月1日から2024年3月31日までの決算は

下記のとおりです

記

<一般会計>

収入金額	¥6,657,547-
支出金額	¥5,572,203-
差引残高	¥1,085,344-

<特別会計>

2023年度定例清掃罰金及び自動販売機収入並びにその他の収入合計
¥577,441- (1円利息)

<修繕積立金>

2023年度残高 ¥408,250- (2円利息)

<自治会基金>

2023年度残高 ¥2,150,051- (16利息)

会計監査報告書

2023年度会計監査の結果を下記のとおり報告します

記

2023年4月1日から2024年3月31日における2023年度決算な
らびに特別会計を監査した結果、現金出納簿、証票書綴りとも適正に
処理されていたので報告します。

2024年4月17日

場 所 県営与那原団地集会所にて

監事 金子育代 (印)

監事 仲村友子 (印)

以上

2024年度 県営与那原団地自治会収入見込（案）

収入の部					
(単位：円)					
	科 目	2024年度 収入見込金額	2023年度 収入済金額	前年度比較	備 考
1	自治会費	1,392,000	1,386,000	6,000	1,000円×116世帯×12ヶ月
2	共 益 費	2,784,000	2,772,000	12,000	2,000円×116世帯×12ヶ月
3	補 助 金	20,000	20,000	0	町青少年健全育成支部育成費 与那原町助成事業 ※2023年度実績
4	助 成 金	406,225	406,225	0	社会福祉協議会 与那原町 ※2023年度実績
5	寄 付 金	80,200	80,200	0	与那原大綱曳実行委員会 ※2023年度実績
6	雑 収 入	479,255	479,255	0	住宅供給公社（管理費） ※2023年度実績
7	自販機収入・罰金 その他の収入	577,441	499,411	78,030	2023年度罰金/236,000円、利息1円 ミリオン売上/148,481円 コカ・コーラ売上/161,811円 沖縄セルラー電気代負担金/31,148円
8	繰 越 金	1,085,344	1,014,449	70,895	2023年度会計より繰越金
9	利息	0	7	-7	
10	前年度未納 自治会費・共益費	21,000	0	21,000	2023年度未納分
	合 計	6,824,465	6,657,547		

2024年度 県営与那原団地自治会行事予定（案）

4月	定例清掃（4/7） 会計監査準備及び会計監査（4/00）
5月	定例清掃（5/12） 定期総会準備、定期総会（5/26）
6月	定例清掃・グランドゴルフ大会（6/2） 当添ハーリー（未定）
7月	定例清掃・フットサル大会（7/7） 各区分担綱づくり（7/21）
8月	定例清掃（8/4）
9月	定例清掃・敬老会弁当配布（9/1）
10月	定例清掃（10/6） 観月会（10/19）
11月	定例清掃（11/10） 三世代パークゴルフ大会（11/17）
12月	定例清掃・グランドゴルフ大会・忘年会（12/1）
1月	定例清掃・餅つき大会（1/5）
2月	定例清掃・炊き出し訓練（2/2） バス遠足（予定）
3月	定例清掃・敬老会当配布（3/2）

悪天候等により、定例清掃や行事等が中止や延期になることがあります。
定例清掃は、原則として毎月第1日曜日に行います。
上記は、予定であり変更する場合は、掲示板等にて連絡します。
臨時に行事等を開催する場合は役員会の承認において行うものとする。

2024年度 県営与那原団地自治会ミニデイ計画表（案）

日 時	実 施 内 容	備 考
4 月 5 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	体操の時間は、 若干変動します。
5 月 1 0 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
6 月 7 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
7 月 5 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
8 月 2 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
9 月 6 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
1 0 月 4 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
1 1 月 1 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
1 2 月 6 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
2 0 2 5 年 1 月 1 0 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
2 月 7 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康チェック 10:00～10:30 ○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上
3 月 7 日（金） 時間：10:00～12:00	○健康体操 10:30～11:30 ○懇談 11:30～12:00	同上

※保険士による健康チェックは、偶数月に実施することになりました。

2024年度 県営与那原団地自治会予算（案）

支出の部				(単位：円)
科目	2024年度 予算額	2023年度 予算額	前年度比較	備考
1. 管理費	2,750,000	2,820,000	-70,000	
① 共益費（1棟・2棟）	2,000,000	2,070,000	-70,000	電気代：1,352,523円／昨年度1,474,920円 水道代：67,288円／昨年度69,341円
② 環境整備費	700,000	700,000	0	清掃ゴミ処理費、清掃用具購入等 環境整備役員手当5,000円×2名 ※雨水タンク設置
③ 雑費	50,000	50,000	0	土地使用料（自販機）
2. 運営費	2,049,000	1,805,000	244,000	
① 役員費	1,535,000	1,295,000	240,000	会長・書記35,000円、会計35,000円、会計補助20,000円 会計引継35,000円×1ヶ月
② 手当費（棟長・監査）	394,000	390,000	4,000	棟長4名×8,000円 監査委員2名×5,000円
③ 手当費（管理費）	120,000	120,000	0	管理人1名×10,000円
3. 事業費	1,300,000	1,190,000	110,000	
① 行事費	650,000	500,000	150,000	グランドゴルフ大会2回、観月会、綱つくり、 ハーリー参加、餅つき大会、炊き出し訓練等
② 敬老会活動費	100,000	130,000	-30,000	敬老会弁当配布、ミニデイサービス、 市町村グランドゴルフ大会等
③ 婦人会活動費	120,000	130,000	-10,000	バス遠足
④ 青年会活動費	20,000	20,000	0	
⑤ 子供会活動費	90,000	90,000	0	子供会と中学生PTAと統合
⑥ サークル活動費	50,000	50,000	0	ガーデニング同好会
⑦ 保険費	60,000	60,000	0	自治会保険加入
⑧ 分担金	60,000	60,000	0	社会福祉協議会(48,000円) 体育協会分担(6,000円)
⑨ 会議費	100,000	100,000	0	役員会、総会
⑩ 雑費	50,000	50,000	0	
4. 事務費	320,000	316,000	4,000	
① 備品	150,000	160,000	-10,000	
② 消耗品	50,000	50,000	0	
③ 通信費	50,000	50,000	0	会計の通信費補助
④ 車両費	50,000	36,000	14,000	軽トラック維持補助
⑤ 雑費	20,000	20,000	0	
5. 修繕積立金	100,000	100,000	0	
6. 自治会基金	200,000	200,000	0	
7. 予備費	105,465	10,880	94,585	
合 計	6,824,465	6,441,880	382,585	

県営与那原団地自治会運営に関する規約

第1条（目的）

この規約は県営与那原団地自治会（以後自治会）を民主的かつ円滑に運営し明るく住みよい団地環境を作ること
を目的に制定し、自治会の行政運営はこの規約の定めるところによる。

第2条（自治会長）

1. 自治会に会長を置き会長は与那原町の委理事務及び自治会行政運営の処理にあたるものとする。また、
会長任期は1年とし再任を妨げない。
与那原町の委理事務委託業務は原則として会長が行うものとする。
委理事務委託には役員2名の推薦を必要とする。
2. 会長の選出方法は原則として自治会内の有権者（公職選挙方法による）の選挙によって選出し、立候補
のない場合においては役員の推薦で自治会総会の承認をもって選出する。
3. 会長への立候補については原則として居住3年以上及び共益費・自治会費・駐車場料金等の滞納がない
者で5名の推薦人を必要とする。
4. 会長は自治会全般を掌握し自治会行政運営の事項の処理にあたる。
その主な業務は次の通りとする。
 - (1) 議案（予算・決算を含む）を提出すること。
 - (2) 収支予算を執行すること。
 - (3) 共益費・自治会費・駐車場料金の賦課徴収に努めること。
 - (4) 役員会の定例会に於いて提出された議決事項の処理にあたること。
 - (5) 自治会総会に於いて提出された議決事項の処理にあたること。
 - (6) その他自治会行政運営に関する事項の処理に関すること。

第3条（役員の任命）

1. 会長は自治会行政を民主的かつ円滑に運営するため次の通り役員の指名を行い自治会の総会の承認をもつ
て任命するものとする。
2. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。役員及び各部長、係員については会長が業務の遂行に支障がな
いと認める場合について兼任を認めるものとする。但し、会長が兼任することはできないものとする。
3. 役員は以下のとおりとする。
 - (1) 会長
 - (2) 書記
 - (3) 会計
 - (4) 棟を代表する者（棟長）
 - (5) 環境整備部長
 - (6) 防犯防災部長
 - (7) 交通安全部長
 - (8) その他会長が必要な状況と判断する場合において設ける部の部長

第4条（役員の任務）

役員は会長の指示に従い自治行政を民主的かつ円滑に運営するため次のことを行うものとする。

1. 役員は会長不在のとき会長の業務を代理できるものとする。
2. 書記・会計は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 庶務、会計事務に関すること。
 - (2) 共益費・自治会費・駐車場料金・寄付金の徴収に関すること。
 - (3) 役員会及び総会の議事録に関すること。
 - (4) その他会長の指示する会務に関すること。
3. 棟長は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 各棟住民の提案事項及び意見を速やかに報告すること。
 - (2) 役員会においての決定、連絡事項を各棟住民への周知すること。
 - (3) 各棟において共益費・自治会費・駐車場料金・寄付金の徴収に関すること。
 - (4) その他会長の指示する会務に関すること。
4. 環境整備部長は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 県営与那原団地及び周辺の環境美化に関すること。
 - (2) その他会長の指示する会務に関すること。
 - (3) 会長が必要と認める場合において係員を任命できるものとする。
5. 防犯防災部長は会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 県営与那原団地及び周辺の防犯防災に関すること。
 - (2) その他会長の指示する会務に関すること。
 - (3) 会長が必要と認める場合において係員を任命できるものとする。
6. 交通安全部長会長の指示に従い次のことを行うものとする。
 - (1) 県営与那原団地及び周辺の交通安全に関すること。
 - (2) その他会長の指示する会務に関すること。
 - (3) 会長が必要と認める場合において係員を任命できるものとする。
7. 監事は自治会の庶務、会計を監査し自治会総会に於いて報告するものとする。

第5条（役員会の開催）

自治会行政運営事項の審議処理のため役員会を設ける。役員会は月1回定例会を開催するものとし、その他必要
に応じて会長が召集することができる。役員会は下記の者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 書記
- (3) 会計
- (4) 棟を代表する者（棟長）
- ~~(5) 環境整備部長~~
- ~~(6) 防犯防災部長~~
- ~~(7) 交通安全部長~~
- ~~(8) 敬老会を代表する者~~
- ~~(9) 婦人会を代表する者~~
- ~~(10) 小学校PTAを代表する者~~
- ~~(11) 中学校PTAを代表する者~~
- ~~(12) 青年会を代表する者~~

第6条（会長及び役員の報酬）

会長及び役員には報酬を支給する。報酬額については自治会の総会の承認を得るものとする。但し、会長が必要と認める場合において係員を任命する場合において係員への報酬額は自治会総会に事後報告でよいものとする。

- | | | |
|------------|---|------------------------------|
| (1) 会長 | 金 | 35,000円 |
| (2) 書記 | 金 | 35,000円 |
| (3) 会計 | 金 | 35,000円 |
| (4) 棟長 | 金 | 8,000円 |
| (5) 環境整備部長 | 金 | 5,000円 |
| (6) 防犯防災部長 | 金 | 5,000円 |
| (7) 交通安全部長 | 金 | 5,000円 |
| (8) 監事 | 金 | 3,000円 ⇒ 金 5,000円 |

第7条（財 務）

自治会行政の運営経費は共益費・自治会費及び補助金、その他の収入をもってこれにあてるものとする。

第8条（共益費・自治会費の負担）

1. 自治会に居住する全ての世帯主は、共益費・自治会を公平に負担しなければならない。
2. 共益費・自治会費は役員会で審議・査定を行い自治会総会の承認をもって決めるものとする。
3. 共益費・自治会費について
 - (1) 共益費 金 2,000円とする。
 - (2) 自治会費 金 1,000円とする。

第9条（会計年度及び予算・決算の承認）

1. 自治会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもっておわるものとする。
2. 予算は役員会の審議・査定を行い自治会総会の承認を受けなければならない。
3. 決算については監事の監査を経て自治会総会に報告するものとする。

第10条（自治会総会の開催及び決議）

1. 自治会行政を民主的かつ円滑に運営するために自治会住民への予算、決算の報告及び承認を受けるために年1回の総会を原則として5月末までに開催するものとし、その他必要に応じて会長が臨時総会を招集することができる。
2. 総会の開催は、14日前までに告示するものとする。
3. 総会への出席・参加できない者については委任状を提出する。また委任状を提出しない者は、総会における一切の権限を放棄し決議事項に異議なしとみなすものとする。
4. 総会の承認は原則として出席・参加及び委任状の過半数をもって決議するものとする。但し、僅差の賛否については会長が必要と認める場合において会長及び役員も決議できるものとする。

第11条（公 募）

自治会の行政運営に必要な公募を下記の通りおく。

- (1) 世帯主名簿・住民名簿（緊急連絡先及び連帯保証人連絡先）
- (2) 共益費徴収簿
- (3) 自治会費徴収簿
- (4) その他

第12条（規約の改廃）

この規約の改正及び廃止は役員会の審議を経て自治会総会の承認を得なければならないものとする。

第13条（感謝状及び表彰状）

自治会活動に貢献された者に対し感謝状及び表彰状を贈るものとする。

第14条（自治会長の選挙の実施）

自治会長選挙時に際し、公正な選挙を行うために会長・書記・会計以外から管理委員3名を選任する。

第15条（細 則）

この規約に定めるものの外、自治会の行政運営に必要な細則は役員会の諮り会長が定めることができる。

第16条（団地敷地内におけるめいわく駐車車両への罰則・罰金について）

1. 団地内におけるめいわく駐車車両について自治会は罰則・罰金を科すことができるものとする。
2. めいわく駐車車両への駐車禁止の放送・貼紙を自治会は行うことができるものとし、駐車禁止の放送・貼紙でも従わない車両については罰則として“ホイルロック”を行うことができるものとする。
3. 罰則“ホイルロック”を受けた車両の持主に対して自治会は罰金の徴収を行うことができるものとする。
4. 罰金については役員会で審議・査定を行い自治会総会の承認をもって決めるものとする。

第17条（団地敷地内におけるめいわく駐車車両への罰金について）

団地広場内駐車許可を受けた者及びめいわく駐車罰則・罰金を科せられた者は自治会に対して速やかに下記の通り支払わなければならないものとする。

めいわく駐車車両罰金 1回 金 5,000円

第18条（団地自治会定例清掃について）

1. 団地の環境美化のために団地居住世帯主は毎月1回の定例清掃作業への参加義務があるものとする。
2. 定例清掃日時は原則として毎月第1日曜日、午前9:00とする。
3. 正月・ゴールデンウィーク・旧盆等の祭事や悪天候の場合は役員会の審議・査定において翌週への繰越及び中止の決定をおこなえるものとする。
4. 定例清掃作業の欠席を年度内3回までは事前に届出をすることにより認められるものとする。
5. 無届や4回以上の欠席について自治会は定例清掃欠席の罰金を科すことができるものとする。
6. 罰金については役員会で審議・査定を行い自治会総会の承認をもって決めるものとする。
7. 身体的不自由な状況及び病気や怪我等の場合は役員会に諮って審議し免除ができるものとする。

第19条（定例清掃欠席の罰金について）

定例清掃作業を欠席し罰金を科せられた者は自治会に対して速やかに下記の通り支払わなければならないものとする。

定例清掃罰金 金 2,000円

第20条（迷惑ごみ廃棄者への罰金について）

与那原町指定のゴミ袋以外でのごみ出し及びごみの分別を行わない並びにごみ出しの曜日・時間を守らない「迷惑ゴミ廃棄者」と確認され罰則・罰金を科せられた者は自治会に対して速やかに下記の通り支払わなければならないものとする。

迷惑ごみ廃棄者罰金 1回 金 5,000円